

別紙【利用料金表】

基本報酬および主な各種加算(就労選択支援) 令和7年10月～

種類	単位数(1日)	
就労選択支援サービス費	1210 単位	基本報酬 事業所を運営するために 基本的に必要な経費に対 する報酬
福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) (Ⅱ)	15 単位 10 単位	就労支援に従事する者と して1年以上の実務経験 を有し、一定の研修を修 了した者を就労支援員と して配置している場合に 対する行う加算
欠席時対応加算 (月4回を限度)	94 単位	利用者が急病等により利 用を中止した際に、連絡調 整や相談援助を行った場 合に、月に4回まで加算
送迎加算(Ⅱ)	10 単位	利用者に対して居宅等と 事業所との間の送迎を行 った場合に対する行う加 算
初期加算	30 単位	利用開始時から 30 日を限 度として加算
福祉・介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	所定単位数の1.3%/月	処遇改善加算は、障害福祉 サービス事業所などで働 く職員の賃金向上や職場 環境の改善などを目的と した加算です。令和6年度 の報酬改定でこれまでの 「処遇改善加算」「ベース アップ等支援加算」が一本 化されました。

※上記単位×10円 ※就労選択支援は、障害福祉サービスの利用を行う際に必要な個別支援計画書に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。個別支援計画作成後、3ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金(厚生労働大臣の定める金額。但し軽減等が適用あり。)の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等 給付費については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。